

行方市職員の給与に関する条例及び行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う給与の差額支給の支給日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

行方市長 高須敏美

行方市規則第 38 号

行方市職員の給与に関する条例及び行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う給与の差額支給の支給日を定める規則

行方市職員の給与に関する条例及び行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和 7 年行方市条例第 25 号)附則第 1 条第 2 項の適用を受ける職員に対する給与の差額支給の支給日は、令和 8 年 1 月 21 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。